

令和4年3月16日発生 福島県沖を震源とする地震 被害に遭われた方へお知らせ

令和4年3月16日（水）午後11時36分、福島県沖においてマグニチュード7.4の地震が発生し、南相馬市においては最大震度6強の地震が観測されました。

被災された市民の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

市では、災害に伴う各種支援制度について、令和4年4月15日号の広報に併せて資料を全戸配布してお知らせしました。被災された方々が、一日も早く安全・安心な生活を再建できるよう、支援制度に関する手続き等について、改めてお知らせいたします。

南相馬市は、今後も市民生活の早期安定のため、迅速かつ的確な対応や情報発信に全力で取り組んでまいります。

最初に り災証明書の申請をお忘れなく

り災証明書とは、家屋の災害による被害の程度を判定して発行する証明書で、各種の支援制度などを活用する場合に必要となります。まだ申請を行っていない方は、お早めの手続きをお願いします。

手続き、ご相談は【税務課24-5227】

家屋の被害状況は、必ず、出来るだけ多くの写真で記録しておきましょう

【南相馬市の住宅被害】

り災証明書申請件数

4,417件

（令和4年6月7日現在）

次に 生活再建に向けた各種支援制度の手続き

市では、地震で被害に遭われた市民の皆様に対しまして、各種の支援制度を設けています。

資料裏面の支援制度一覧を確認していただき、制度の手続き、お問合せなどについては、各担当課まで、お早めにご相談ください。

【間もなく受付終了の制度】

- ▶被害家屋等の修理相談窓口
- ▶県復興公営住宅（終了見込）
- ▶県賃貸型応急住宅（終了見込）
- ▶災害ごみの搬入
- ▶災害援護資金貸付金

被災者生活支援災害ボランティアセンター

「災害ボランティアセンター」については、市民の皆様からの依頼の内容が、これまでの応急対応から生活支援へと変わっていることから、令和4年4月25日に「被災者生活支援ボランティアセンター」へ名称を変更しました。引き続き、生活再建等の相談を受け付けています。

【活動の内容】

- ▶地震被害により被害を受けた、家財等の片づけをお手伝いします。
- ▶地震被害による災害廃棄物の搬出・運搬をお手伝いします。
- ▶その他、様々な生活の困りごとについては、まずは、お気軽にご相談ください。

家財等の片付けや災害廃棄物の搬出は、依頼状況により、活動日を調整して対応します。

【連絡先】

南相馬市社会福祉協議会 鹿島区社会福祉センター（むつみ荘）内

被災者生活支援ボランティアセンター 090-7668-8906（平日9:00~17:00）



□■災害対応に関する人的・物的支援■□

市では、全国各地の自治体から職員の派遣をいただき、本市では前例の無い4,000件を超える、り災家屋の調査などを進めてまいりました。

また、自治体や市内外の企業・団体からご支援いただき、飲料水、ブルーシート、土のう袋などの物資を受け入れました。

全国の皆様からの心温まるご支援とご厚情を賜り、深く感謝を申し上げます。

▶他自治体等からの人的支援（令和4年6月10日時点）

国土交通省、自衛隊、福島県、長野県飯田市、北海道名寄市、兵庫県神戸市、東京都青梅市、茨城県守谷市、群馬県大泉町、新潟県小千谷市、青森県青森市、岐阜県各務原市、群馬県太田市、埼玉県戸田市、茨城県日立市、茨城県常総市、東京都町田市、東京都国分寺市、新潟県長岡市、岩手県久慈市、茨城県取手市、新潟県新潟市、埼玉県深谷市、千葉県四街道市

▶支援物資の受け入れ状況（令和4年5月27日時点）

郡山市、茨城県取手市、会津若松市、東北地方整備局、㈱アルカリス、㈱フジタ東北支店福島営業所、大熊町、浪江町、ふくしま市町村支援機構、敬愛学園、日栄地質測量設計㈱、喜多方市、静岡県南伊豆町、㈱大林組、青森県八戸市、西会津町、福島ファイヤーボンズ、山形県遊佐町、K Gホールディングス㈱、愛知県知多市、㈱奥村組、奥村・株木・森本JV、フードバンク郡山そとね、青森県七戸町、八戸圏域水道企業団、秋田県由利本荘市、川崎市管工事協同組合青年部会（敬称略・順不同）



職員派遣に関する着任の様子は、市ホームページで確認することができます。

令和4年3月16日発生 の福島県沖を震源とする地震における主な支援制度一覧

Ver.4.0
令和4年6月17日時点

支援制度の詳細は
市ホームページを
ご確認ください。



市は、地震で被害に遭われた方へ以下の支援制度を設けています。 各制度の申請、お問合せは担当課までお願いします。 太枠内の制度は間もなく受付終了です。

項目	支援制度	内 容	り災 証明	り災証明の基準						受付状況
				一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上	
住宅等の 修繕・補修	一部損壊住宅等修理支援事業 (建築住宅課 24－5255)	住宅や、納屋・物置・塀などの建築物等に被害が生じた世帯に対しその費用の1/2を補助します。 住宅の修繕を伴わない納屋、物置などのみの申請は不可となります。 ①補助金額:下限2万5千円、上限20万円 ②補助対象:住宅及び建築物等	必要	○						受付中
	住宅の応急修理制度 (建築住宅課 24－5255)	災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な部分の応急修理について、市が事業者に修理費用を支払います。 ①半壊以上:修理限度額59万5千円 ②準半壊:修理限度額30万円	必要		○	○	○	○	○	8/15受付終了 (延長する可能性 があります)
	屋根耐風改修事業補助金 (建築住宅課 24－5255)	瓦屋根を全面改修する場合の費用の一部を補助します。 ①改修費用の23%(上限55万2千円) ②加算金1千円/㎡×屋根面積㎡(上限10万円)	必要	○	○	○	○	○	○	受付中
	ブロック塀等安全対策促進事業 (建築住宅課 24－5255)	公衆道路などに面する倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去改築などにかかる費用の一部を補助します。 解体、改築費用の1/2(上限15万円)	不要	り災に係らず、危険性があり、要件を満たせば対象となります。 担当課(建築住宅課)までご相談ください。						受付中
	被害家屋等の修理相談窓口 (建築住宅課 24－5255)	全建総連原町では、市との協定により、地震により被災した家屋の修理方法や施工業者の紹介などの相談窓口を設置しています。	不要	全建総連原町による相談窓口は、6/24に終了します。 6/27以降は、建築住宅課において相談を受付します。						
仮住居の 提供	市営住宅特例入居事業 (建築住宅課 24－5253)	自宅が被災した市民に対して、空き部屋となっている災害公営住宅を含む市営住宅を提供します。	必要			○	○	○	○	受付中
	福島県復興公営住宅の提供 (相双建設事務所行政課26－1207)	自宅が被災した市民に対して、空き部屋となっている県の復興公営住宅を提供します。	必要			○	○	○	○	6/30受付終了 見込み
	福島県賃貸型応急住宅の供与 (建築住宅課 24－5253)	県内の民間賃貸住宅を貸主・借主(県)・入居者・市の4者契約にて、県が住宅を借り受け、入居者に提供します。	必要			○	○	○	○	6/30受付終了 見込み
ごみの 処分など	家庭からの災害ごみの搬入 (生活環境課 24－5231)	災害により発生した、家庭からの災害ごみ搬入許可の申請受付を行っています。 申請受付時に、搬入方法や仮置場の案内をします。	不要	災害ごみの受け入れはクリーン原町センターが7/1まで、仮置場が7/2までです。運搬業者の都合等により、期間内に搬入できない場合は、あらかじめご相談ください。						
	被災家屋等の解体撤去 (生活環境課 24－5231)	災害により被害を受けた、家屋及び二次災害の恐れがある石塀・ブロック塀等で、生活環境の保全上、支障のあるものについて、市がその所有者に代わって解体撤去等を行います。 すでに自費により解体撤去等を行っている場合は、基準額の範囲内で費用の払戻しを行います。	家屋 必要 塀等 不要	二次災害の恐れがある 石塀・ブロック塀等で、 生活環境の保全上、 支障のあるものは対象。			○	○	○	○
見舞金の 支給	災害見舞金 (社会福祉課 24－5321)	災害を受けた住家に現に居住する者に見舞金を支給します。 ①全壊世帯 1世帯10万円+被災者1人につき2万円 ②半壊世帯 1世帯5万円+被災者1人につき1万円	必要			○	○	○	○	6/30受付終了 (延長する可能性 があります)
支援金の 支給	被災者生活再建支援金 (社会福祉課 24－5321)	居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。 世帯人数、り災判定区分、住宅の解体状況や再建方法により、18.75万円から300万円までの間の額が支給されます。	必要			○ 住宅を解体 した場合。	○	○	○	受付中
生活資金 貸付	災害援護資金貸付金 (社会福祉課 24－5321)	被災した世帯主に対し、生活の立て直しのため災害援護資金の貸付します。 ①貸付金額150万円～350万円(被害の種類、程度、所得要件による) ②償還期間10年 ③利率 保証人あり 無利子 保証人なし 1.5%	必要			○	○	○	○	6/30受付終了
土砂等の 撤去	土砂災害復旧工事支援助成金 (都市計画課 24－5251)	地震により土砂が流入又は流出し、住宅等に被害を受けた所有者が、その土砂等の除去又は埋め戻しを行う場合に、その費用の1/2を助成します。 ①助成対象 :20万円以上の費用 ②助成上限額:50万円	必要	○	○	○	○	○	○	受付中